

太白区文化センター・太白区中央市民センター

催事案内用デジタルサイネージ企画提案募集説明書

1 募集内容

(1) 募集の趣旨

太白区文化センター・太白区中央市民センターへの来館者向けに催事案内等を放映するためのデジタルサイネージについて、広告の活用により、機器の設置や維持管理等に要する経費の削減につながる企画提案を募集します。

(2) 基本的な条件

- ① 太白区文化センター・太白区中央市民センターの催事案内等を放映するためのデジタルサイネージを本市へ提供する企画であること。
- ② 広告収入の活用により、デジタルサイネージ導入にかかる諸費用（制作、設置、維持管理、電気料金、及び本件により設置した機器の撤去等に係る費用）を応募者が負担する企画であること。

その他の条件については、別紙の「設備等仕様書」、「契約書案」を参照してください。

(3) 設置場所

仙台市太白区文化センター・太白区中央市民センター(住所:仙台市太白区長町5-3-2)
1階 エントランスホール 1か所(別紙「設置位置図」参照)

(4) 設置期間、運用開始日

設置期間は運用開始日から5年間とします。

運用開始日は平成30年8月20日頃を予定しています。ただし、設置の準備や工事等が必要となることから、始期及び終期の詳細については選定後の本市との協議により決定することとします。

2 問合せ先

本件について質問がある場合は、財政局財政企画課 公共施設総合調整係（電話：022-214-8068 電子メールアドレス：zai003005@city.sendai.jp）までお問い合わせください。

3 応募資格

本件に応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者としてします。

- (1) 法人組織で、広告の企画、デザイン、募集等のノウハウを有し、国又は他の地方公共団体と広告に関する業務の契約を締結し誠実に履行した実績を有すること。
- (2) 仙台市内に本社、支社、営業所等を有していること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札の参加制限）に該当していないこと。
- (4) 申込受付期間中に仙台市の「有資格者に対する指名停止に関する要綱」第2条第1項または第3条各項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 法人の代表者又は役員に破産者で復権を得ないもの、法律行為を行う能力を有しないもの、破産者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (6) 仙台市入札契約暴力談排除要綱別表に掲げる措置要件に該当していないこと。
- (7) 市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

4 企画提案方法

(1) 申込受付期間

平成30年4月23日(月)から平成30年5月31日(木)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く)の各日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

(2) 提出書類

① 申込書

・内容記載の上、代表者印を押印すること

② 企画書(任意様式)

・デザイン、設置時のイメージ、機能、管理体制、機器の操作方法等について記載し、提案の詳細が分かるようにすること

・類似の企画について実施した実績がある場合は記載すること

③【事業者選定後】ア 本市の「市税の滞納がないことの証明書」

イ 税務署が発行する「納税証明書(その3の3)」

(3) 提出先

仙台市財政局財政企画課 公共施設総合調整係

〒980-8671 住所：仙台市青葉区国分町3-7-1 仙台市役所本庁舎4階

電話：022-214-8068、電子メールアドレス：zai003005@city.sendai.jp

(4) 提出方法

前記提出先へ持参するか、郵送又は電子メールにより提出してください。ただし、電子メールの場合は、代表者印を押印した申込書原本を別途郵送してください。また、郵送又は電子メール(代表者印を押印した申込書原本の送達を含む)による場合は、平成30年5月31日(木)午後5時必着とします。なお、持参の場合は事前予約、郵送又は電子メールの場合は発送時の電話連絡をお願いします。

5 事業者の選定

(1) 選定方法

本市において企画提案の内容をデザイン、機能、操作方法、広告掲載料(納入の提案がある場合、その金額に応じ加点)などの観点から総合的に審査した上で、最も評価の高い応募者を優先交渉者として選定し、次に評価の高い応募者を次点者として選定します。

(2) 選定結果の通知

選定結果については、平成30年6月下旬を目途に応募者全員に書面で通知します。

(3) 留意事項

企画提案の内容等に関して、本市から電話や訪問による確認、問い合わせを行うことがあります。

選定後は優先交渉者と事業計画の詳細について改めて協議を行います。なお、提案内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、協議により提案内容を一部変更していただく場合があります。

優先交渉者が辞退又は失格となった場合は、次点者と協議を行うものとします。

6 注意事項

(1) 原則として、提出書類の内容を変更することはできません。

(2) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合は、失格とします。

(3) 提出書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。

- (4) 応募に要する費用は、応募者の負担とします。
- (5) 提出書類は、事業者選定の用途以外には使用しません。ただし、仙台市情報公開条例（平成12年仙台市条例第80号）に基づく情報公開の対象となる場合があります。